

サーラ すまい補償 (動産総合保険+総合生活保険) 説明書

1. サーラすまい補償 (以下、「本制度」といいます) は、サーラ不動産株式会社 (以下、「弊社」といいます) が保険契約者となって、東京海上日動火災保険株式会社 (以下、「東京海上」といいます) との間で締結した損害保険契約に基づいています。
2. 弊社と賃貸借契約を締結している入居者様は当該保険契約の被保険者 (保険金受取人) となります。
3. 本制度の保険証券は弊社が保管し、入居者様には交付されません。
4. 本制度は賃貸借契約締結期間中に補償を提供するものです。契約終了日または退去日に補償は終了します。
5. 補償の内容は下記のとおりです。

<家財に関する補償(動産総合保険)>

①事故によって発生した損害を補償

不測かつ突発的な事故により保険の対象に生じた損害が保険金のお支払い対象です。お支払いの対象となるリスクは次のとおりです。



②事故による諸費用の補償

■ 失火見舞費用保険金

保険の対象である家財または家財を収容する建物から発生した火災、破裂、爆発の事故によって、近隣の第三者の所有物に損壊が生じたときの第三者への見舞費用。1事故 1 被災世帯あたり50万円、ただし1事故につき支払限度額 (保険金額) の20%を限度に補償します。

■ 水道管凍結修理費用保険金

保険の対象 (家財) を収容する建物の専用水道管が凍結によって損壊が生じ、修理した場合に支出する修理費用。1事故につき、1敷地ごとに10万円を限度に補償します。

■ 地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象である家財が以下のいずれかの損害を受けた場合に、支払限度額 (保険金額) の5%をお支払いします。ただし1事故 1敷地内あたり300万円を限度とします。
 ①家財を収容する建物が半焼以上 (損害割合が20%以上) となった場合
 ②家財が全焼 (損害割合80%以上) となった場合

<賠償責任に関する補償(総合生活保険)>

個人賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。



他人から借りた旅行カバンを盗まれた。



買い物中、誤って商品を壊してしまった。



アパートで、風呂場の水があふれて、階下の部屋を汚した。



打ったゴルフボールで誤って他人を失明させた。



*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



借家人賠償責任

例えば…
・失火により借家を焼失させてしまった。
・給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。

国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。



<補償の概要>

保険期間：賃貸借契約上の契約開始日より契約終了日または退去日のいずれか早い日まで

被保険者：賃貸借契約上の入居者様

	(動産総合保険)	(総合生活保険)	
	家財	個人賠償責任	借家人賠償責任・ 修理費用補償特約
保険金額・ 支払限度額	100万円 (破損等は50万円) (高額貴金属等は 100万円)	1億円	1000万円
免責金額	5万円	なし	なし

* 高額貴金属等の保険金額・支払限度額について

<盗難>

・生活用の通貨等：1事故・1対象戸室あたりの支払限度額は30万円

・生活用の預貯金証書：1事故・1対象戸室あたりの支払限度額は500万円

<破損等以外>

・生活用家財：上表の保険金額

・高額貴金属等：100万円

■ 重要事項その他保証制度のご説明は下記のとおりです。

①本制度は、ご入居中の貸室の管理会社がサーラ不動産株式会社から変更になった場合に、管理会社変更日を以て終了します。

②更新手続き、変更手続きは不要です。

退去される場合であっても、保険会社へのご連絡は不要です。

③家財保険金額について

サーラすまい補償の家財保険金額（100万円）以外に家財保険を希望される場合は、入居様にて別途ご契約いただく必要があります。詳しくはサーラフィナンシャルサービス(株)までお問合せください。

④地震・噴火またはこれらによる津波による損害は本制度では補償されません。

地震・噴火またはこれらによる津波による損害は、サーラすまい補償では補償されません。地震・噴火またはこれらによる津波による補償を希望される場合はサーラフィナンシャルサービス(株)までお問合せください。

<補償の概要（続き）>

「お問合せ先」は下記の通りです。

サーラすまい補償に関するお問合せ、事故に関する受付は下記連絡先までご連絡をお願いします。

<p>サーラすまい補償 事故受付</p>	<p>サーラ不動産株式会社 【東三河エリア】 TEL：0532-51-5803 【浜松エリア】 TEL：053-450-1155 受付時間：10：00～12：00,13：00～17：00 (水・日・祝、年末年始、その他長期休暇を除く)</p>
<p>サーラすまい補償に関する お問合わせ先</p>	<p>サーラフィナンシャルサービス株式会社 TEL：0120-654-323 受付時間：9：00～17：30 (土・日・祝を除く)</p>
<p>入居者様手配火災保険および 地震保険に関するお問合わせ先</p>	<p>東京海上日動火災保険株式会社</p>
<p>引受幹事保険会社</p>	<p>東京海上日動火災保険株式会社</p>

こんなときどうする？～サーラすまい補償ガイド～

損害が発生した場合について

損害が発生している場合はサーラ不動産株式会社にご連絡ください。
補償対象になるかどうか分からない場合もサーラ不動産株式会社へご連絡ください。
サーラ不動産株式会社にご連絡いただいた後に保険会社からご連絡差し上げます。

サーラすまい補償
事故受付

サーラ不動産株式会社

【東三河エリア】

TEL：0532-51-5803

【浜松エリア】

TEL：053-450-1155

受付時間：10：00～12：00,13：00～17：00

(水・日・祝、年末年始、その他長期休暇を除く)

補償内容を確認したい場合について

損害が発生していない場合でも、一般の補償内容に関するご質問は以下までお問合せください。

サーラすまい補償に関する
お問合わせ先

サーラフィナンシャルサービス株式会社

TEL:0120-654-323

受付時間：9：00～17：30

(土・日・祝を除く)

家財の保険金額を100万から上乗せしたい場合について

サーラすまい補償では家財の保険金額が100万円となっております。
100万円以上の補償が必要な場合は家財の上乗せ補償をご検討ください。
お見積りをご希望される場合は、下記ご連絡先までお問合せください。

入居者様手配火災保険
に関するお問合わせ先

サーラフィナンシャルサービス株式会社

TEL:0120-654-323

受付時間：9：00～17：30

(土・日・祝を除く)

上乗せ補償（家財の保険金額100万以上の補償）の解約手続きについて

解約手続きが必要です。解約をご希望される場合は、お手数ですが、下記までご連絡ください。

入居者様手配火災保険
に関するお問合せ先

サーラフィナンシャルサービス株式会社

TEL：0120-654-323

受付時間：9：00～17：30

（土・日・祝を除く）

転居をした場合について

サーラ不動産株式会社の管理するサーラすまい補償対象戸室以外に転居された場合は、補償の対象外となります。

契約終了日または退去日のいずれか早い日が補償の終了日となります。

解約手続きについて

加入手続き、解約手続きは不要です。

賃貸借契約上の契約開始日より契約終了日または退去日のいずれか早い日まで補償が自動で付帯されます。

地震による火災について

地震で火災が発生した場合でも家財は補償されません。

なお、地震もしくは噴火またはそれらによる津内によって発生した火災にて、下記の損害を受けた場合は、それによって臨時に発生する費用に対しては、「地震火災費用保険金」が支払われます。

①家財を収容する建物が半焼以上となった場合

②家財が全焼となった場合

*地震に対する補償をご希望の方はサーラフィナンシャルサービス(株)にご連絡ください。

高額貴金属の補償について

高額貴金属とは家財のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超えるものをいいます。

保険金を支払う事由が破損・汚損等以外の場合は、保険金支払限度額が100万円となります。また、保険金を支払う事由が破損・汚損等の場合には保険支払い限度額が30万円、免責金額5万円となります。

こんなときどうする？～サーラすまい補償ガイド～（続き）

水濡れ損害の対応について

風呂や台所、洗濯機等で水濡れ損害を発生させた場合は以下の対応となります。

－ 自室に水濡れが発生した場合

被保険者が、自室に水濡れ損害を発生させ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は「借家人賠償責任補償」で補償対象となります。

－ 階下の部屋に水濡れ損害を発生させた場合

階下の部屋に水濡れを発生させ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は「個人賠償責任補償」で補償対象となります。

自動車の損害について

ご自身の自動車に関する損害につきましては、補償対象外となります。
自動車保険等でご対応いただきますようお願いいたします。

自分や家族のケガについて

ご自身やご家族のケガにつきましては補償対象外となります。

自転車の事故について

被保険者が、自転車事故で他人にケガをさせてしまい、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被害は「個人賠償責任補償」で補償対象となります。

ただし、ご自身のケガや自転車自体の損害は補償されませんのでご注意ください。

自転車の盗難について（アパートの駐車場）

保険の対象が敷地内に収容されている場合にのみ補償の対象となります。したがって、家の中およびアパートの駐車場に停めている自転車は対象となります。出かけているとき等、敷地外で発生した事故による損害は補償対象外となります。

付保証明書の発行について

付保証明書の発行を希望される場合はサーラ不動産(株)またはサーラフィナンシャルサービス(株)までお問合せください。

保険約款について

保険約款の確認を希望される場合はサーラ不動産(株)またはサーラフィナンシャルサービス(株)までお問合せください。

保険料控除証明書の発行について

保険料控除証明書は発行できません。ご了承ください。

<重要事項説明書>

ご入居前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

【マークのご説明】



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み



商品名	補償するリスク	約款名
動産総合保険	家財の補償	動産総合保険普通保険約款 保険料精算特約条項 家財一式特約条項（包括契約用） 臨時費用保険金不担保条項 国内のみ担保特約条項 使用人等の不正行為免責特約条項 単独汚損・擦損不担保特約条項 管球類単独損害不担保特約条項 万引危険免責特約条項 冷凍・冷蔵物特約条項 航空運賃不担保特約条項 水災危険担保特約条項 失火見舞費用補償特約条項 水道管修理費用特約条項 地震火災特約条項 保険料精算特約条項 保険料に関する規定の変更特約条項 重大事由解除変更特約条項 サイバー攻撃による事故の補償限定特約苦条項
総合生活保険	借家人賠償責任補償 修理費用補償	総合生活保険 普通保険約款 個人賠償責任補償特約 賠償事故解決に関する特約（個人賠償責任補償特約に付帯） 借家人賠償責任・修理費用補償特約（住まいの保険同様） 賠償事故解決に関する特約（借家人賠償責任・修理費用補償特約に付帯） 包括契約の精算に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

このご案内書では動産総合保険及び総合生活保険を説明しています。

サーアすまい補償は、火災をはじめとするさまざまな不測かつ突発的な事故により、保険の対象である家財に発生した損害や費用を補償する保険です。また、不測かつ突発的な事故により、借用住宅に損害が発生し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に、被保険者が自己の費用で修理した場合の修理費用や、被保険者が責任を負う不測かつ突発的な事故により借用住宅に損害を与えた結果、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合または被保険者の日常生活における偶然な事故により、第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合等の損害も補償します。

なお、備え付けの家財（被保険者の所有ではない家財）に発生した損害は、お支払いの対象とはなりません。

損害保険金 動産総合保険	損害保険金をお支払いする対象となる主な事故例
	火災、落雷、破裂、爆発
	風災、雹災、雪災
	水災
	給排水設備事故の水濡れ等
	外部からの物体の衝突等
	労働争議等に伴う破壊行為等
	盗難
破損、汚損等	

費用保険金の種類	
動産総合保険	●失火見舞費用保険金 ●水道管凍結修理費用保険金 ●地震火災費用保険金
総合生活保険	●借家人修理費用保険金

賠償保険金の種類（総合生活保険）	
●個人賠償責任補償特約による保険金	●借家人賠償責任保険金

2 基本となる補償および主な特約の概要等



(1) 保険の対象

保険の対象は、賃貸管理契約に記載の建物（注1）が所在する建物内に収容される「家財」です。なお、保険の対象は下表のとおりです。

保険の対象	保険の対象に含まれるもの
家財	①契約者が管理するすべての賃貸用戸室の建物内に収容される家財 ②①規定する対象戸室の入居者と生計を共にする親族の所有する家財で①に規定する対象戸室に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、①の保険の対象に含まれます。 ③対象戸室である建物と家財の所有者が異なる場合において、次のいずれかに該当する物のうち、対象戸室の入居者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。 a. 畳、建具その他これらに類する物 b. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの c. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの d. 対象戸室である建物の共用部分に収容されている物
	保険の対象に含まれないもの
	④次のいずれかに該当する物は、この特約の保険の対象に含まれません。 a. 自動車、船舶または航空機およびこれらの付属品 b. 通貨等、預貯金証書その他これらに類する物。ただし、第3条（保険金を支払う場合）に規定する損害保険金は支払います。 c. クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物 d. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 e. 業務の目的のみに使用される設備・什器等 f. 商品・製品等 g. 動物、植物等の生物 h. 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物 i. データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(2)基本となる補償

基本となる補償を構成する事故および保険金の種類、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細は普通保険約款および特約条項をご参照ください。

	事故の種類	お支払いする主な場合（注1）	お支払いできない主な場合
損害保険金	火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって、保険の対象である家財に損害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> • 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 • 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 • 保険の対象の自然の消耗または劣化（保険の対象である機械、設備又は装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。） • 保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱その他または虫食い等によってその部分に生じた損害 • 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象を収容する建物内への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害（以下「吹き込み等損害」といいます。）ただし、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故によって保険の対象を収容する建物が破損したために生じた吹き込み等損害を除きます。 • 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 • 土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害 <p style="text-align: right;">等</p>
	風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます）、雹災または豪雨、雪崩等の雪災（融雪洪水等を除きます）によって保険の対象である家財に損害が発生した場合	
	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水。融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象である家財に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象である家財に損害が発生した場合	
	給排水設備事故の水濡れ等	給排水設備の破損・詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の方が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれによって、保険の知将である家財に損がが発生した場合（注2）	
	外部からの物体の衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触が発生した場合	
	労働争議等に伴う破壊行為等	騒擾およびこれに類似の集団行為（群衆または多数の者の集団の行為によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくはは破壊行為が発生した場合	
	盗難	盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます）に伴い、保険の対象である家財の破損または汚損等が発生した場合（注3）	
	破損等	上記以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象である家財に損害が発生した場合	

（注1） 消防または非難に必要な処置による損害を含みます。

（注2） 給排水設備自体に発生した損害を除きます。

（注3） 通貨等の盗難についても補償されます。

		費用保険金の種類	費用保険金をお支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
費用保険金	動産総合保険	失火見舞費用保険金	保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有する財物の損壊（煙損害または臭気付着の損害を除きます。）が生じた場合において、それによって被保険者が見舞金等の費用を支出した場合	<p><各費用保険金共通></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害ただし地震火災費用保険金は除きます。 <p style="text-align: center;">等</p> <p><借家人修理費用（総合生活保険）></p> <ul style="list-style-type: none"> 借用戶室（注4）が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 借用戶室（注4）に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害 <ul style="list-style-type: none"> ア. 自然の消耗または劣化（注5） イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ（注6）、剥がれ、肌落ち、発酵または自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等 借用戶室（注4）に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または借用戶室（注4）の汚損（注7）であって、借用戶室（注2）が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 <p style="text-align: right;">等</p>
		水道管凍結修理費用保険金	当社は、保険の対象を収容する建物の専用水道管が凍結によって損壊（パッキングのみに生じた損壊は含みません。）が生じた場合において、被保険者が自己の費用によって修理した場合	
		地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が半焼以上または保険の対象である家財が全焼となった場合	
	総合生活保険	借家人修理費用保険金	貸主との契約に基づいて借用戶室を修理した場合	

(注4) 借用戶室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。

(注5) 自然の消耗または劣化には、機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます

(注6) 板ガラスの熱割れは含みません。

(注7) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

	賠償保険金の種類	賠償保険金をお支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
賠償保険金	個人賠償責任補償特約による保険金	<p>国内外において以下のような事由により、被保険者（注8）が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 電車等（※1）を運行不能にさせた場合 国内で受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合 <p>※1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の情用具をいいます。</p> <p>※2 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者 イ. 被保険者（注8） ウ. ア. またはイ. の法定代理人 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 受託品の置忘れまたは紛失に起因する損害。置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 <p style="text-align: right;">等</p>
	借家人賠償責任保険金	日本国内において生じた偶然な事故に起因して借戸室を損壊することにより、被保険者（注9）が、借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者 イ. 被保険者（注8） ウ. ア. またはイ. の法定代理人 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事 借戸室が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 <p style="text-align: right;">等</p>

(注8) ①本人②本人の配偶者(*1)③本人またはその配偶者(*1)の同居の親族④本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子⑤本人が未成年者または無責任能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者及び監督義務者に代わって本人を監督する者(*2)ただし、本人に関する第2条（この特約の補償内容）の事故に限ります。⑥②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*3)。ただし、その責任無能力者に関する第2条の事故に限ります。

(*1) 婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。

(*3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

(注9) ①賃貸借契約に記載されている入居者本人

②本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(*1)。ただし、第2条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）については、本人に関する事故に限ります。

(*1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。

(3)お支払いする保険金の額

損害保険金	事故の種類	お支払いする損害保険金の額
	①火災、落雷、破裂・爆発	損害保険金の額(注1) = 損害の額 - 免責金額(注2)
	②風災、雹災、雪災	1. 2. 以外の場合 損害の額 = 修理費 - 修理に伴って生じた残存物がある場合はその時価額
	③水災	2. 盗難による損害の場合(⑦イ. 以外の場合) 損害の額 = 再調達価額
	④給排水設備事故の水漏れ等	3. 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の額 損害の額 = 盗難にあった通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の額 【1敷地内毎に30万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】
	⑤外部からの物体の衝突等	
	⑥労働争議に伴う破壊行為等	4. 預貯金証書の盗難の場合 損害の額 = 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から引き出された現金の額 【1敷地内ごとに500万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】
	⑦盗難 ア. 家財の盗難 イ. 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等、預貯金証書の盗難	(注1)損害保険金の額は、家財保険金額が限度(本表⑧の事故の場合は50万円が限度)となります。 (注2)免責金額は、本表⑧の事故のみ1回の事故につき5万円が適用されます。
⑧破損、汚損等		

費用保険金	事故の種類	お支払いする損害保険金の額
	失火見舞費用保険金	失火見舞費用保険金の額 = 被保険者が支出した見舞金等の実費 被災世帯×50万円(1被災世帯あたり50万円、1事故につき保険金額×20%が限度)
	水道管凍結修理費用保険金	水道管修理費用保険金の額 = 修理費用実費 (1回の事故につき、1敷地内*ごとに10万円を限度)
	地震火災費用保険金	地震火災費用保険金の額 = 家財保険金額×5% (1回の事故につき、1敷地内*ごとに300万円が限度)
借家人修理費用保険金	借家人修理費用の額 = 実額 (1回の事故につき1000万円限度(借家人賠償責任保険金と共通))	

*囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、保険の対象が収容されている建物が共同住宅である場合には、その共用部分を含み、第三者が占有している戸室を除きます。

賠償保険金	賠償保険金の種類	お支払いする損害保険金の額
	個人賠償責任補償特約による保険金	個人賠償責任補償特約による保険金の額 = 損害賠償金 (1回の事故につき、1億円限度)
借家人賠償責任保険金	借家人賠償責任保険金の額 = 損害賠償金 (1回の事故につき、1000万円限度(借家人修理費用と共通))	

上記以外に支払い限度額や免責金額が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約条項をご確認ください。

II その他ご留意いただきたいこと



1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故の連絡・相談・苦情窓口について

事故が発生した場合は

サーラすまい補償に関するお問合せ

事故が生じたことを知った場合は、事故の発生に遅滞なく当会社に通知をお願いいたします。
また、それ以外の制度全般についてのお問合せは以下までお願いします。

サーラすまい補償
事故受付

サーラ不動産株式会社

【東三河エリア】

TEL : 0532-51-5803

【浜松エリア】

TEL : 053-450-1155

受付時間 : 10 : 00 ~ 12 : 00, 13 : 00 ~ 17 : 00

(水・日・祝、年末年始、その他長期休暇を除く)

サーラすまい補償に関する
お問合わせ先

サーラフィナンシャルサービス株式会社

TEL:0120-654-323

受付時間 : 9 : 00 ~ 17 : 30

(土・日・祝を除く)

保険の内容に関するご意見・ご相談等

上記お問い合わせ先にご連絡ください。

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間 : 平日 午前9時15分~午後5時
(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

